

新食品表示制度についての意見交換会 発言者御意見概要

1

所属	遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン
御意見の概要	<p>新しい食品表示制度についての意見</p> <p>新たな食品表示に関する法律は、その目的に「消費者の権利と選択する権利の確保」を明記すべきである。</p> <p>新食品制度のポイント（イメージ）の「表示基準レベル」の中に、「食品表示の文字のポイント数を拡大」とあるが、これは表示する内容を制限するために設けられた基準としか考えられず、表示が商品選択をする上で最も重要な情報である消費者にとっては認められない内容である。ポイント数の拡大は否定しないが、拡大することによって現行の表示が削られたり、今以上に分かりづらい表示内容になることは避けるべきである。</p> <p>遺伝子組み換え表示は「新たな検討の場で検討」とあるが、その場は眞の消費者代表によって組織されるべきであり、事業者や事業者団体は可能な限り入れるべきではない。新たに検討する際には、遺伝子組み換え表示の対象はすべての食品と飼料にすべきである。遺伝子組み換え表示は外食産業でも義務化されることを希望する。</p> <p>加工食品の原料原産地表示は原則、義務化すべきである。</p> <p>食品添加物については、現在の一括表示や簡略名表示を廃止し、物質名と用途を表示すべきである。また、原材料の後に続けて添加物も記載されている現在の表示は、添加物を避けたい消費者にとって分かりづらいため、原材料と添加物はきちんと分けて記載すべきである。</p>

所属	上野製薬株式会社
御意見の概要	<p>現行の複雑な表示ルールを一元化して体系整備されることに大いに期待しています。食品表示法（仮称）の目的である「食品の安全性確保」及び「消費者の適切な商品選択の機会の確保」に鑑みて、下記項目についてもご検討願いたく、意見提出いたします。</p> <p>1. 現行三法（食品衛生法、JAS 法、健康増進法）で規制されていない表示であっても、「食品の安全性確保」や「消費者の適切な商品選択」を妨げているものがあれば、規制対象とするようにお願いします。例えば、食品添加物に関する「無添加」「○○不使用」等の表示は、消費者に誤解を与え、あるいは消費者の誤解を利用したものであると指摘されています。</p> <p>2. 食品添加物の表示ルールはあまりに複雑で消費者にとって分かりにくいものとなっています。そもそも食品と食品添加物との区分は国ごとに異なる場合もある等、原材料としての表示ルールに著しい差を設ける合理性はないと考えます。ただし、食品添加物は消費者になじみのない名称が多いことから、物質名と用途名との併記を義務付け、これにできるだけ一本化することがわかりやすいと考えます。</p> <p>3. 食品添加物は、厚生労働省の定める食品添加物公定書の規格に従って、各社が一定の品質のものを製造しています。食品添加物については、原則として栄養成分の計算値を定めていただき、それをもって栄養成分表示に使用できるように整備をお願いいたします。</p>

所属	主婦連合会
御意見の概要	<p>次の9点にわたり、食品表示法案策定の過程での改善あるいは明確化を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「消費者の権利」の尊重・確保を新制度の目的に盛り込むことを求めます。消費者の権利を明記することこそ消費者基本法の基本理念に沿うものです。 2. その際、「誤認表示の排除」も目的に含めるべきです。 3. 違反表示に対する「是正措置」として、すべての表示事項について「指示等の対象範囲の拡大」を予定していますが、「罰則」の規定も整備し、食品衛生法にあるような直罰規定も導入すべきです。 4. 執行体制について、違反表示であることを確認する検査・研究機関や保健所・自治体との連携を明記すべきです。違反表示のは正にあたっては、食品衛生監視員の強化・拡充が必要です。 5. 「申出制度の対象拡大」を盛り込むことは評価できますが、その際は、期限を定め、その結果については申立者へ報告義務も法律に明記すべきです。また不服のある申立人についての「異議申立制度」も導入すべきです。 6. 「食品表示の文字のポイント数を拡大する」とし、「原則として現行の表示内容を維持しつつ」と記載されていますが、「表示内容」ではなく、「表示量」を減少させないようにすることを明記すべきです。 7. 加工食品の原料原産地表示については、対象品目の選定2要件はJAS法で対応するには限界があることを踏まえ、見直しの検討に着手すべきです。 8. 遺伝子組換え食品表示の改善、また、食品添加物については、一括名・簡略名を見直し、記載されていない添加物などについても表示するよう検討に着手すべきです。 9. 「制度案」では、法案の策定過程で、「3法（食品衛生法、JAS法、健康増進法）以外の表示関係法令整備の要否の検討」をすると記載されていますが、その際は、アルコール（酒類）表示など、これまでの消費者からの数多くの意見を尊重し、消費者目線で検討すべきです。 <p style="text-align: right;">以上</p>

所属	食のコミュニケーション円卓会議
御意見の概要	<p>食品表示一元化検討会報告書の考え方について添付した新制度が制定されることを期待する。</p> <p>1. 法律レベル</p> <p>1) 法律の目的</p> <p>新制度では『消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大』とある。拡大の文字が加えられたことで、拡大解釈の恐れがあり、「拡大」の削除を求める。</p> <p>2) 栄養表示の義務化</p> <p>栄養表示の義務化を円滑に行うためには、消費者が栄養表示を有効に活用できる環境整備と、事業者が栄養表示を行いやすくする環境整備が重要。また、全ての加工食品、事業者に表示基準の遵守義務を拡大しているが、例外規定無くして成り立たない事を踏まえると、現実的な表現にすべき。</p> <p>3) 是正措置及び執行体制の整備</p> <p>監視指導の強化は慎重にすべき。3つの法律（食品衛生法、JAS法、健康増進法）の一番厳しい法令にあわせて執行体制を安直に統一すべきではない。</p> <p>4) 申し出制度の対象の拡大</p> <p>JAS法では、「表示が適正でないために一般消費者の利益が害されている場合」となっているが、多様な価値観を持つ一般消費者の利益は多様である。その多様な利益が害されている申し出を、誰がどのように判断するのか、透明性の高い公平なルールが必要。</p> <p>2. 表示基準レベル</p> <p>1) 食品表示のルールをシンプルに</p> <p>法律ごとに定められている表示基準を整理統合するにあたって、ただ単純に統合するのではなく表示基準の内容を見直し、分かりやすいシンプルなルールにすべき。</p> <p>2) 義務表示も臆せず点検と検証を</p> <p>消費者にとってわかりやすい食品表示を実現するために、まず、必要な表示の見つけやすさ、読みやすさが重要。義務表示であっても、現在において合理性を欠くようなものは無いか、臆せずに点検と検証が必要。</p> <p>3) 今後の検討課題について</p> <p>今後検討が予定されている課題については新食品表示法制定後慎重に論議を行うべきと考える。</p>

所属	特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク
御意見の概要	<p>1. 食品表示制度の一元化にあたって、食品衛生法、JAS 法、健康増進法の 3 法に止まらず、食品表示に関連する景品表示法や酒税法なども取り込み整理することが消費者のみならず事業者からも期待されていましたが、示された新食品表示制度は、3 法の一元化に止まっており、極めて残念です。</p> <p>2. 「食品の安全性確保がなされた上で、消費者の適切な商品選択に資する」と主張して参りましたので、示された法改正のイメージについては、一定の評価をしています。</p> <p>3. 食品衛生法に基づく調査権限（臨検・収去）を JAS 法や健康増進法に基づく表示にも適用するかどうか、JAS 法にある申出制度を食品衛生法や健康増進法にも適用するかどうか、食品衛生監視員による監視指導を食品表示に対しても、従来通り実施するかどうか、都道府県の監視指導計画への関与等についても具体的にお示し下さい。また、輸入食品の表示についての監視を輸入時に検疫所で実施できるような予算措置を求めます。</p> <p>4. 新年度から消費者を含む検討会を立ち上げるための予算措置を求めます。①原料・原産地表示の対象の拡大、②一括名や簡略名等の食品添加物の表示制度の見直し、③遺伝子組換え食品・食品添加物の表示制度の見直し、④アレルゲン表示の対象となる特定原材料の拡充、⑤固有記号による製造者の表示制度の廃止及び輸入食品の製造者の氏名と住所の表示、⑥保存温度変更食品の製造日の併記、等々。</p>

所属	財団法人食品産業センター
御意見の概要	<p>新食品表示制度については、食品表示一元化検討会報告書（以下「報告書」という。）、これまでの積年の議論等を十分に踏まえて頂きたい。</p> <p>①新食品表示制度の「目的」は、「報告書」の通り、「食品の安全性確保に係る情報が～最優先」とし、消費者の商品選択についても、「機会の確保」ではなく「判断に影響を及ぼす重要な情報」に限定すること。</p> <p>②用語の定義の統一・整理、国際規格（Codex）との整合性をとること。</p> <p>③「表示の見やすさ」については、「表示項目を絞り、文字を大きくする」（消費者庁WEB調査結果72.6%）ことにより、消費者にわかり易く見やすい、かつ、事業者にも作成しやすい表示とすること。</p> <p>④義務表示事項は、罰則を伴う以上、単に「知りたい表示」ではなく、「商品選択の際に真に必要としている表示」、「消費者を誤誘導し風評被害を招かないか」等の実態を調査・検証し優先順位を付けて見直していくこと。</p> <p>⑤栄養表示の義務化は、「環境整備」が大前提であり、特に、消費者教育の強化、多数の中小零細な食品製造事業者（事業所数の99%）の実行可能性を担保する支援（計算値方式等の導入、公的データベースの整備等）が必須。</p> <p>⑥原料原産地表示は、検討会で「制度そのものに対する否定的な意見や、その拡大に反対する意見が大勢であった。」（第10回検討会資料）ことを十分に念頭に置く必要があり、「報告書」でも「現行の表示制度における枠組みの下での方針を維持しつつ、～検討を行う。」とされたことを十分に踏まえる必要があること。</p> <p>⑦「是正措置」、「調査権限」及び「申出制度」については、関係行政組織の肥大化、監視コスト・社会的コストの膨大化、事業者への過度の負担等を招来しないこと、また、執行・監視体制の一元化が必要であること。</p>

所属	特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会
御意見の概要	<p>(1) 新食品表示法「法体系」と新制度「ポイント」は詳細が明確でなく今回はこれに基づき意見を述べるが、新法案の具体的な内容が明確にされた時点で再度パブリックコメントの募集をされるよう要望する。</p> <p>(2) 食品の表示は国民の生命と安全を守ることを最優先とし、このことを明記すべきで、この目的に対応して、義務表示と任意表示を分ける必要がある。</p> <p>(3) この目的達成のため、表示の内容を的確に理解しうるよう簡潔かつ明確にし、3法間の整合性と理解しやすさを中心に定義や用語の統一が必要である。</p> <p>(4) 原料原産地表示の拡大と、罰則規定の強化が挙げられているが、製造・販売者の商品差別化の宣伝と、消費者の任意選択に関わる情報である原材料産地は任意表示とし、誇大、虚偽で不適切とならないよう強調表示などのルール整備が必要である。輸入先変更による普段の表示変更の大きなコストが価格に反映されれば、消費者の相当な負担増を招くことになる。また消費者庁は地域の監視機能を備えていないが、食品衛生監視員による産地偽装の監視強化はより重要な食品安全指導を手薄にする可能性がある。</p> <p>(5) 食品安全情報は表示のみで目的の達成はできず、保健機能食品以外の「いわゆる健康食品」における虚偽情報や消費者の誤解に基づく死亡や疾病事例が相当数あり、誇大また虚偽情報による広告宣伝の監視と是正権限を強化し、消費者の適切な理解を推進する消費者教育の充実が、消費者庁に求められる。</p>

所属	一般社団法人全国清涼飲料工業会
御意見の概要	<p>検討会で纏められた報告書の内容については、概ね理解できる。その上で、今後細部を決めていく際、以下の点について、配慮をお願いしたい。</p> <p>① わかりやすくするために文字を大きくすることは理解できるが、下記のような実行不可能な場合があるので、これらについての例外措置をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 現在、コーラなどで使用されているリターナブル瓶については、義務表示の表示場所が王冠しかないため、現在でも例外措置として5.5ポイントの文字で表示してよいとされている。これについては、引き続き例外的に5.5ポイントの文字での表示を認めていただきたい。 イ. 現在、ペットボトルのキャップに賞味期限を印字しているが、わかりやすくするために西暦4ヶタ表示が導入されつつあるが、文字を大きくするとこれができなくなり、わかりにくい表示に逆戻りすることになるので、これについても現行通りの文字の大きさでの表示を認めていただきたい。 ウ. 注意表示は必須なので、それについての配慮もお願いしたい。 <p>② 栄養表示義務化に際し、現行のナトリウム表示に代えて食塩相当量表示にする、という話も出ていたが、従来通りナトリウムでの表示も認めてほしい。</p> <p>③ 原料原産地表示の義務化の検討にあたっては、実際に実行可能かどうかについて、充分検討していただきたい。</p> <p>④ 品質表示基準や表示ガイドラインなどを検討するにあたっては、現在業界で運用し、消費者にも十分浸透し、無くすことでかえって混乱を招くような事項も存在するので、そのあたりについても十分配慮したうえで検討を進めていただきたい。</p>

所属	全国農業協同組合中央会
御意見の概要	<p>加工食品の原料原産地表示については、消費者基本法第2条に明記された「消費者の安全の確保や消費者の主旨的かつ合理的な選択の機会の確保を図る」という目的を達成するために、食品表示一元化検討会において検討が行われ、これを受け、新食品表示法等の立案作業に入っていることは承知しています。</p> <p>しかしながら、上記の一元化検討会においては、加工食品の原料原産地表示について、従来から問題が指摘されているＪＡＳ法にもとづく現行表示をベースに主張する意見等により、結論が先送りされ、今回の新食品表示制度の施行に間に合わず、「新たな検討の場」での検討とされています。</p> <p>この点については、今後は「表示基準」が策定できるとされていますが、今回の一元化検討会のような法の主旨を逸脱した一部委員の発言により表示制度そのものが歪められることのないよう、適切な検討が進められるべきと考えます。</p>

所属	全国和菓子協会
御意見の概要	<p>1. 新たな食品表示制度について</p> <p>① 個包装化が進み表示スペースが小さくなっている中で、見やすい表示であるための活字の大きさと表示義務事項の拡大とは相反する面がある。それをどのように解決するのか、誰もが納得できる形で示される必要がある。</p> <p>② 表示方法の見直し（表示スペースの確保）が検討されているが、包装は製造販売事業者にとって商品内容を示し、名称も含めて商品特性を訴える媒体として不可欠のものであり、そのためのスペースが充分に確保されていることも重要である。</p> <p>③ WEB等による表示は、それを利用していない消費者、又、零細事業者が多数存在する現状にあり、それを置き去りにするかのような手法は不適当である。</p> <p>2. 栄養成分表示について</p> <p>① 家庭内調理、中食、外食、加工食品等によって成り立っている国民の食生活の中で、一般的に摂取カロリーを把握して食生活を行う習慣が根付いていないにも関わらず、何故加工食品のみに義務を課すのか、加工食品のみに表示を課すとどのように国民の健康に寄与するのかについて論理的な説明が為されていない。万人が納得できる論理的な説明が出来ない以上は義務化には反対である。</p> <p>② 計算値方式や公的データベースの整備と活用が示されているが、現状存在しているもの（5訂栄養成分表など）では、事実上零細事業者にとって有効なデータとなり得ない。充分に知識のない人も含めて、誰もが簡単に利用することができる公的なデータベースなどが整備されるまでは、表示義務化すべきではない。</p> <p>③ 表示誤差の容認幅が大きいことは、栄養成分表示の正確性を担保することの難しさを示すものであり、この様な誤差を認めなければならないものは、義務表示事項としては不適格であり、任意または奨励表示とすべきである。</p> <p>3. その他</p> <p>① 日本の加工食品市場は、小零細事業者が多数携わっており、国民の食生活、地域の振興に重要な役割をはたしているが、それ等の事業者は技術的にも、人員的にも、又、コスト転嫁の難しさからも、制度の円滑な実行には困難があり、場合によっては事業の存続すら危ぶまれる可能性が多いので栄養成分表示などは任意または奨励表示とすべきである。</p>

所属	特定非営利活動法人日本消費者連盟
御意見の概要	<p>「消費者庁・食品表示一元化検討会の報告書の問題点」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本「報告書」は、消費者の知る権利、選択する権利、意見を述べる権利などを重視して「食品表示制度のあるべき姿」を根本から検討するものとなっておらず、議論を矮小化し、事業者の都合のよいルールを策定しようとしている。 ・目的につき、一元化の必要性を技術的に瑣末な問題に限定しているのは問題である。そもそも一元化の論議は、これまで消費者が食品偽装などによって被害を被り、また消費者の選択権を確保するために必要性が高まったことが背景にある。JAS法の規制が食品衛生法の規制に比べ緩やかである点などを鑑みてこれを厳しい基準に統一し、事業者のコンプライアンスを高めることが消費者保護につながるのである。 <p>統一化の実体法のあり方としても、「JAS法」「食品衛生法」「健康増進法」の食品表示制度に関する規定を抜き出してこれを統合して「新法」を制定するという作業に限定してしまうのは問題である。新法には消費者の知る権利を目的規定に掲げた上で、消費者の措置請求権、情報公開にかかる請求権などを盛り込み、消費者庁が消費者に代わって強い権限を事業者に対して行使できるものとすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加工食品の原料原産地表示」について <p>この検討会では「加工食品として品質に大きく反映されるもの」、「重量割合が50%以上であるもの」という現行の「品質の差異」にとどまらず、「消費者が誤認しかねないもの」など、新たな観点を原料原産地表示の義務付けの根拠として取り上げようとする議論があったがそれを先送りした。</p> <p>長らく議論をすすめ、また消費者基本計画（2011年）で打ち出した原料原産地表示の拡大を提案できなかつたのは問題である。速やかに原料原産地表示の拡大に向けた作業に取り掛かるべきである。</p>

所属	日本生活協同組合連合会
御意見の概要	<p>日本生協連は、消費者の立場に立った正しくわかりやすい表示が重要であると考え、①商品の内容物と特性を正しく伝え、②商品を選ぶときに役立ち、③利用しやすい、表示をめざし、生協のブランドであるC O・O P商品には、自主基準をもとに国の基準を上回る内容を表示してきました。各地の生協では、食品安全や表示の学習会なども行ってきました。これらをふまえ、以下の3点を申し述べます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新しい食品表示制度は「安全性に係る情報を消費者に確実に提供することを最優先」とし、このことを法に明記してください 一元化検討会は、食品表示制度の目的は「食品の安全性に係る情報が消費者に確実に提供されることを最優先とし、これと併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供を位置付けること」と結論をまとめました。この「安全性に関わる情報を優先する」という考え方を新法に明記していただきたいと思います。消費者・国民の健康保護のためには、アレルギー表示・消費期限・保存方法など安全性に係る情報が優先され、見やすく表示されることが重要だと考えます。 2. 加工食品の栄養表示を原則義務化とすることに賛成します 消費者・国民の健康の維持・増進のためには、バランスの良い食生活が重要です。そのため、加工食品の栄養表示の原則義務化に賛成です。この表示を消費者がくらしに生かしていくことが大切です。活用方法について具体的な検討を行い、消費者の学習環境の整備に力を注いでください。 3. 義務的表示事項の拡大は慎重にしてください 食品の安全性確保に関わらない情報については、個々の消費者により、求める情報が異なることを考慮する必要があります。そのため、法で定める表示事項を増やし続けることよりも、ガイドラインのような形で国が推奨する方向性を示したり、業界による自主基準をもとにしたりするなどの方法も組み合わせて表示を充実することの方が、現実的であり望ましいと考えます。表示の信頼性を確保するためには、実効可能性や検証可能性の検討も必要です。原料原産地表示は、表示の優先順位や実行可能性から考えて現在までに定められているもの以上に義務化を拡大する必要はないと考えます。

所属	社団法人日本惣菜協会
御意見の概要	<p>1. 表示一元化検討会報告書の尊重を</p> <p>○報告書は1年をかけて、様々な懸念を有しつつも、真摯な議論の上に収斂したものであり、先ずはこれを踏まえての新法策定を、次いで別途検討案件としたもの等に着手すべきで、議論の経緯等からも一貫性をもち整然と進めるべきである。</p> <p>○新法策定後に下位法令・表示基準の策定について十分な検討を。</p> <p>具体的な表示制度・基準も報告書に沿って、わかり易く実行可能性が確保できるものにする為に、より専門的な検討を十分に行うよう要望する。</p> <p>2. 中食、外食等のアレルギー情報については、現行制度下での事業者の自主的取組を含めた実行可能で実効性あるものを目指し広範な検討をのぞむ。</p> <p>3. 新栄養表示制度について</p> <p>「新食品表示制度のポイント」で“栄養表示の義務化は、消費者側、事業者側双方の環境整備と表裏一体”と述べているように、消費者に役立ち、適正表示を担保する為には、任意表示の実態把握や業態や商品特性による実行可能性の確保が肝要で、その為にも環境整備を進める中でデータ蓄積や検証を行うべきである。</p> <p>4. 原料原産地表示について</p> <p>原料原産地表示の拡大については、別途検討となった経緯であり、これを新法策定の要件とはすべきではなく別に検討を行うべきものと考える。</p> <p>5. 執行体制等について</p> <p>単に是正措置、権限等の強化ではなく、より実効性があり、事業者にとっても公平さと合理的な監視・指導のあり方についての検討が必要と考える。</p>

所属	特定非営利活動法人くらしとバイオプラザ21
御意見の概要	<p>日本は安全な食材が安定供給され、衛生的な環境が守られて世界で最も長寿の国のひとつになりました。これは安全な食材の供給が実現している証拠であることを共有した上で、意見を述べさせていただきます。</p> <p>食品の表示は消費者が食品を選ぶときに必要な情報を与えるという重要な機能を持っていますが、同時に、生産の現場と乖離してしまった消費者にとって、食材の持つ意味を学ぶ消費者教育のツールでもあると考えます。</p> <p>しかし、スペースに制限があることから情報の精選が必要です。そこで、優先順位をつけるならば、</p> <p>(1) 何が使われているのか (2) どのような目的で使われているか が分かることが最重要です。</p> <p>また表示される情報は、科学的根拠に基づき、健康の維持・増進に資するものであるべきです。そこで、次に重要な視点は生活習慣病の予防も含めて</p> <p>(3) 栄養成分表示 だと思います。</p> <p>同時に「自分の責任で食品を選んでいる」ことを多くの人が自覚できるように、継続的な啓発活動が不可欠であると思います。</p>

所属	財団法人食の安全・安心財団
御意見の概要	<p>1 食品表示一元化検討会報告書は、昨年9月から約1年、12回に及ぶ検討会と本年3月に開催された公開の意見交換会での議論を踏まえ、取りまとめられたもの。</p> <p>報告書では、加工食品の原料原産地や中食・外食のアレルギー表示、インターネット販売の扱い、遺伝子組換えなどの個別の表示事項については、現行の表示制度における枠組みの下での方針を維持しつつ、食品表示の一元化の機会に検討するべき事項とは別の事項として位置付けるまたは専門的な検討の場を別途設け、検討を行うことが適当としている。</p> <p>消費者庁は、これまで積み重ねてきた議論と検討会の報告を尊重し、行政としての一貫性を持って新食品表示法案の検討を進めるべきである。</p> <p>2 食品を供給する事業者には、消費者が必要とする情報をわかりやすく伝える努力を行うことは当然の責務であり、その情報の提供手段として、食品への表示は極めて有効であるが、消費者に伝えたい情報、消費者が知りたい情報の全てを食品への表示に求めることは不可能であり、現実的な議論とはいえない。</p> <p>また、消費者を生活者としてとらえるならば、文字を大きくして必要な情報を見やすくしてほしいという要望や経済性を重視する購買事情に対応したコスト削減への配慮も必要である。</p> <p>3 新食品表示法は、食品表示範囲の法的義務化拡大ありきではなく、事業者の自主的な取り組みにインセンティブを与える施策や行政の監視・指導体制の見直しと併せて、実行可能で真正性が確保できる現実的なルールとすべきである。</p>

所属	食の安全・監視市民委員会
御意見の概要	<p>1 食品衛生法、JAS法、健康増進法の三法一元化作業に先立ち、他の法令不当景品類及び不当表示防止法や酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律などとの一元化の要否をまず検討されたい。また法の一元化が困難な場合にも、同旨の条文を新食品表示法に盛り込むべきである。</p> <p>2 健康増進法の保健機能食品と表示・広告と、食品衛生法での保健表示食品に関する表示を一元化させるべきである。</p> <p>3 消費者の安全の権利、知る権利、選択の権利の保障を法の目的に明記すべきである。</p> <p>4 執行体制の強化策として、農水省に約1860人いる食品表示Gメンを消費者庁に移管させるべきである。また韓国で実績を上げている消費者監視員制度をわが国も導入し、民間の力を活かすべきである。</p> <p>5 遺伝子組み換え食品、添加物等の表示免除を根本的に見直すべきである。5%未満の組み換えタンパク質があっても、不使用表示を認めることは詐欺に等しい。添加物の一括名表示、簡略名表示では、実態と表示がかい離しており、これも詐欺的表示である。内閣府令や次長通知での例外規定は全面的に見直す必要がある。</p> <p>6 アレルギー表示を強調し、字を大きくすることは必要であるが、そのために義務表示事項を削減するなどということはあってはならない。</p> <p>7 日本の表示制度を世界標準に近づける努力をしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

所属	食品表示を考える市民ネットワーク
御意見の概要	<p>1. 新食品表示法の目的に「消費者の知る権利、選択する権利の確保」を明記することを求めます。</p> <p>食品表示を適正なものにすることで、消費者の安全を確保し、誤認することなく、自主的で合理的な商品選択が確保されるよう、事業者に対して必要な情報を開示させることをもって、消費者の権利の確保を目的とする新食品表示法を求める。</p> <p>2. 全ての加工食品の原料原産地表示の義務化を求める。</p> <p>原料原産地表示は、食品の安全性そのものを示す情報ではありませんが、そのトレーサビリティを知ることによって消費者がそれぞれの価値観にもとづいて自ら判断し選択するための大切な情報の一つです。原則全てにおいて義務化し（やむを得ない事情のあるものに限り例外あり）、加えてすべての外食・中食についても原則義務化（同上の例外あり）を行うべきです。</p> <p>3. 全ての遺伝子組み換え（GM）食品・飼料表示の義務化を求める。</p> <p>消費者の多くは GM 食品に不安を持ち、食べたくないと考えています。しかし、現行の制度では選択できません。EU では表示及びトレーサビリティ制度の対象となり、全ての食品が対象となっています。意図しない混入率は 0.9%未満（日本 5%未満）です。情報を正しく知り、選ぶことができる EU 並みの表示制度を求める。</p> <p>4. 食品添加物の一括名、簡略名の廃止および原材料と添加物を分けて表示することを求める。</p> <p>消費者は添加物の少ない安全な食品を求めています。しかし、現行の制度では、使用されている多くの添加物が隠されています。例えば「調味料（アミノ酸等）」のような一括名やリン酸化デンプンなど化学合成デンプンを簡略名の「加工デンプン」と表示しています。一括名、簡略名を廃止し用途と物質名を表示、原材料と添加物を分けて明確に表示することを求める。</p> <p>5. 加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示、食品添加物表示に関する検討の場を早急に設置することを求める。また、検討の場には眞の消費者代表および積極的に実践している事業者を委員に選出することを求める。</p>

所属	新日本婦人の会
御意見の概要	<p>〈食品表示を後退させる一元化ではなく 拡充する新法を求める〉</p> <p>消費者は安全な食品を求めています。食品表示のあり方は、健康やいのちにかかわる非常に重要な問題であり、大きな関心事です。</p> <p>政府は食品衛生法、JAS法および健康増進法などの表示部分を一元化する新食品表示法案（仮称）策定をすすめていますが、そのもととなる「検討会報告書」では消費者が求めている「すべての加工食品の原料原産地表示」をはじめ、「遺伝子組み換え表示」「添加物表示」の拡充は盛り込まれませんでした。むしろ全体的に表示の簡素化やコスト負担を強調する事業者の意見に重きが置かれており、問題です。</p> <p>また圧倒多数の消費者は、新しい食品表示の動きを知らされておらず、国民的議論もないまま、消費者の要望を排除し、後退させる新法は認められません。議論を継続し、拙速な法案提出は慎むべきです。</p> <p>消費者権利確保のため、以下の項目を新法に盛り込むことを強く要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 「消費者の知る権利、選択する権利、意見が反映される権利」を明記 1. すべての加工食品（中食、外食を含む）に「原料原産地表示」を義務づける 1. 遺伝子組み換え作物を原料・飼料として生産されるすべての食品に「遺伝子組み換え表示」を義務づける。 表示基準はEU並みに引き上げる 1. 添加物の一括表示をやめ、物質名と使用目的を明記 1. 製造年月日を表示 1. 保健所をはじめ執行・監視体制の拡充 1. 事業者への罰則規定強化 <p>以上</p>

所属	生活クラブ事業連合生活協同組合連合会
御意見の概要	<p>食品表示一元化検討会では、私たちが主張してきた点はすべて先送りにされ、特に加工食品の原料原産地表示については、検討会で長い時間をかけて議論されたにもかかわらず、報告書の本文にそれがまったく盛り込まれず、大変残念です。</p> <p>生活クラブ連合会は、新食品表示制度について、これまでの主張どおり以下の点を改めて要望します。</p> <ul style="list-style-type: none">・食品表示一元化の目的に、消費者の知る権利・選択する権利の行使に資することを明記すること。新食品表示制度のポイントにこれが盛り込まれていないのは、非常に遺憾です。・加工食品の原料原産地表示は、消費者の合理的な商品選択に資するために、原則としてすべての加工食品を対象とすること。・遺伝子組み換え食品の表示義務化の拡大も、早急に検討すること。・法案成立後に新たな検討の場で検討するとされている加工食品の原料原産地表示と遺伝子組み換え食品表示については、消費者の声が十分に反映される場で速やかに検討に入ること。・これらの課題について積極的に実践している事業者を検討メンバーに加えること。 <p style="text-align: right;">以上</p>

所属	全国農業協同組合連合会
御意見の概要	<p>今回示された新食品表示法は、3法の持つ矛盾課題を解消し、食品表示制度の充実強化の実現を掲げ、原料原産地はJAS法の品質の枠内ではなく製造者が守るべき基準として示された点は評価できる。しかし、懸案となっている加工食品の原料原産地表示については、当面のスケジュールで示されている現行制度下での拡充（対象品目の追加検討）は、「要件Ⅰ」「要件Ⅱ」を前提としており、この間の拡大は実質的には不可能な状況にある。「要件Ⅰ」「要件Ⅱ」を即時撤廃し、これに代わる新しい基準作りに早急に着手すべきである。</p> <p>このことは、「消費者基本計画」（2010年3月）にも着実に拡大すると明記されており、さらに、2011年3月に消費者委員会食品表示部会において「加工食品の原料原産地拡大に向けた調査会」を立ち上げ検討を行ったテーマでもある。この「調査会」の中で原料原産地表示の選定要件とされる「要件Ⅰ」および「要件Ⅱ」は、既に要件としての的確性に欠けることが協議の中で確認され、それを受け、消費者委員会は、「品質の差異」に着目するJAS法の制度下では、加工食品の原料原産地表示拡大には限界があることから、「新たに制定される法体系の下で、原料原産地表示の対象品目や選定方法等が改めて設定されることを期待する」旨の提言が出されている。今後の協議が予定されている「新たな検討の場」では、消費者の視点に立った具体性のある「たたき台」を用意して検討の場に付するという枠組みが着実な議論の進展のために必要である。</p>

所属	全日本菓子協会
御意見の概要	<p>I 栄養成分表示の義務化について</p> <p>1 現状においては、①真に必要な食生活全体の栄養成分摂取データ把握の道筋が示されていないこと、②多くの中小事業者にとって技術的、コスト的に実行が困難であることなどから、栄養成分表示の義務化には反対である。</p> <p>2 制度創設の前に、制度の円滑な実行が可能と判断される環境整備に最優先で取組むべきである。環境整備が整うまでは、現行どおり任意表示とされたい。</p> <p>3 制度創設の前に、対象品目、対象事業者の適用除外を合理的な根拠を以って明示されたい。中小事業者の多くは、技術的にも、また、コスト的にも制度の円滑な実行に困難が伴うので、努力義務とされたい。</p> <p>II 新たな食品表示制度について</p> <p>1 文字のポイント数の拡大については、現行の表示内容について優先順位を付けて抜本的に見直すことによって、表示スペースの確保を図られたい。Webの活用は、消費者、事業者双方にとっても活用できる者とできない者があり、適切ではない。</p> <p>2 帳簿書類の提出命令等の追加については、中小事業者の中には原材料の仕入れ、製造管理等を記帳していない事業者も存在することから、実効性が伴わないので取り止められたい。</p> <p>III その他</p> <p>加工食品の原料原産地表示の扱いについては、現行の2要件を含めて検討会のこれまでの議論を十分踏まえていただきたい。</p>

所属	社団法人日本果汁協会
御意見の概要	<p>「食品表示一元化検討会」の報告書において、「原料原産地表示」に関しては“食品表示の一元化の機会に検討すべき項目とは別の事項として位置付けることが適当である。”とされたことは、賢明なご判断がなされたものと考えます。</p> <p>しかしながら、同報告書が公表された以降においても、一部の消費者団体や生産者団体から原料原産地表示の義務化を求める声や、消費者庁の「新食品表示制度のポイント（イメージ）案」において“加工食品の原料原産地表示は、法案成立後、新たな検討の場で検討”とし、“当面は、消費者基本計画や食料・農業・農村基本計画に基づき、対象品目を着実に拡大”とされ、内閣府令・告示レベルで対応することとされていることは、果実飲料に対する義務表示論議が数年前に逆戻りするのではと、大変危惧しております。</p> <p>仮に、新たな検討の場等において検討の結果、果実飲料に対して義務化を求ることとされる場合には、内外無差別の原則の下、国内製造品に限らず、海外製造品にも適用されるよう強く求めます。もしも、この義務化を国内製造品に求める一方で、海外製造品には求めないとなれば、果実飲料が海外製造→輸入へとシフトし、国内果実飲料業界の空洞化、ひいては国内果樹農業にも大きなダメージを与えることは間違いないことと考えます。</p> <p>“消費者の商品選択に資する”ことのみをターゲットとする偏向的な施策の導入では、結果的に国内の果実飲料業界や果樹農業の疲弊を招き、ひいては我が国経済社会の構成員である消費者の利益をも損なうものと考えます。</p> <p>この点、果実飲料業界では、果汁協会が中心となって“消費者の商品選択に資する”一助として、国産果汁のみを使用した果実飲料製品については“○○県りんご使用”等の産地「強調表示」を推奨しております。新法令においても、罰則を伴う「義務表示」ではなく、このような任意の「強調表示」を推進していくべきものと考えます。</p> <p>なお、環境負荷を軽減し、食品容器包装のリサイクルに貢献する「印刷瓶入り果実飲料」に係る表示については、現行のとおり、王冠部分の表示のみで足りるように配慮願います。</p>

所属	公益社団法人日本べんとう振興協会
御意見の概要	<p>現に食品表示を励行している立場から下記意見を申し上げたい。</p> <p>1. 表示の在り方について</p> <p>現在検討されているポイント数の拡大は分かり易い表示に必ずしも結び着くものではなく、分かり易い食品表示に逆行する場合も日常的に発生する。その原因はむしろ表示項目が多すぎることにある。分かり易い表示を訴求する上で不可欠なことは、例えば“安全”を最重要な位置付けにし、その他の原材料は表示項目から削るなど、重要性基準の表示方法を導入し表示面積の調整を図るべきである。</p> <p>なお、ポイント数の拡大は表示貼付するラベラーに入替など大きな経済的負担が発生し、表示が免除される場合との不公平感免れない。</p> <p>2. 栄養成分表示の義務化について</p> <p>加工食品は加工度が高いほど計算値との差異が大きく、計算値と実測値の差異は健康増進法の規定内で表示することはまず不可能である。また、その差異が罰則を伴う問題として喧伝されるような事態が容易に予想され、事業者のリスクは余りに大きいと言わざるを得ない。</p> <p>一方、栄養表示を義務とされる加工食品は、全体の食品の中で数%にしか過ぎず、ここに栄養表示をして国民の“食生活の改善”が図れるのか疑問であり、食生活の改善”に無関心な者には意味はない。栄養表示は事業者に膨大な経済的負担が強いるものであり、費用対効果も考慮すれば、事業者の自主的な取組を推奨するのが、現状最も妥当である。</p>

所属	社団法人日本冷凍食品協会
御意見の概要	<p>新食品表示制度についての意見の概要</p> <p>1. 新食品表示制度は、食品表示一元化検討会報告の考え方を踏まえて、新法の立案作業に着手とあるが、下記については検討会で未検討、または内容が異なり、法案に検討会の内容が反映されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①食品の安全性確保に係る情報の提供が最優先とされていたが、案では消費者の適切な商品選択の機会の確保と並列になっており、重み付けが異なる。 ②制度の目的は商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供とされていたが、案では重要という言葉が抜けている。 ③義務表示事項については、表示を行うことにより得られるメリットと表示に要するデメリットを消費者にとってバランスさせることが重要であり、優先順位の考え方を活用とされていたが、案では単に「消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大」とあり、義務表示の安易な拡大につながりかねない。 ④是正措置及び執行体制の整備が法案に記載されるが、実効可能性を検討の上、改めてパブコメを求めるべきである。 <p>2. 個々の表示基準は、内閣府令・告示レベルで検討とあるが、実行性の有無や事業者の負担を十分に考慮せず、安易な改定に陥らぬよう、充分な審議を尽くした上で、基本的には法律として制定すべきである。</p> <p>II. 表示一元化の議論について</p> <p>検討会でも十分な時間がなく、結論が出せなかった以下の課題に関しては、必ずしも義務化を前提に話をすすめるのではなく、現行表示の問題点から整理して真に必要な表示を検討することが優先と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①商品選択上の課題において、真に必要な項目に絞り、表示を判り易くすること。それ以外の表示は任意とすること。 ②中小企業を問わず誰でも正しく作成できる実効可能なものとすること。 ③原料原産地表示の拡大については、義務付けではなく、食品事業者の自主的取組を推奨する方向で行うこと。

所属	一般社団法人 FOOD COMMUNICATION COMPASS
御意見の概要	<p>1. 新法の目的は「食品の安全性の確保及び消費者の適切な商品選択の機会の確保に資する表示に拡大」となっています。これによって原料原産地表示の義務表示範囲が拡大できるようになる、ということですが、この部分の議論は十分に行われておらず、コンセンサスは得られていません。ここは、検討会の報告書の表記「消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報が提供される」に戻してください。</p> <p>2. 新法の是正措置について、食品衛生法についても JAS 法のように公表などを含む行政措置をとる方向で検討が行われています。しかし、現行の食品衛生法でも罰則、営業停止命令等が可能であり、さらなる行政措置を加えることは、監視指導の現場に混乱を招くという指摘を食品衛生監視員から数多く聞いています。監視執行体制については、一元化検討会では検討しようとしてもできなかった部分であり、十分な議論が行われていないまま、新法に盛り込まれるのは実行可能性の観点から問題があるのではないでしょうか。</p> <p>3. 新法の調査権限についても、JAS 法において帳簿書類の提出命令等が行えるよう検討されており、こちらも取り締まりが強化されることになります。これらの権限強化によって、無用な自主回収が増えたり、逆に重要な回収情報が埋もれてしまう可能性があり、消費者にとって損失となりかねません。こうした監視執行体制の強化については、現状のレビューを十分に行ったうえで規制影響をはかったうえで検討をしてください。</p>